省令

○総務省令第三十七号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の八を削る。

第三条の八、第三条の十一及び第三条の十三中「政令第八条」を「法第四十二条第三項」に改める。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二　削除

第七条の三の三第一項中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第九条の三を削り、第九条の二の三を第九条の三とする。

第十条の七の三第十三項中「規定する」の下に「障害児相談支援事業」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

第二十四条の十四第一項中「次の各号のいずれかに掲げる」を「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Ａ九〇〇二（木質材料の加圧式保存処理方法）に適合する」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「電磁的記録（以下第三十一条」を「電磁的記録（以下第二十八条」に改め、同項第二号中「第三十一条」を「次条」に改め、同条第二項中「同項の表の各号の上欄に掲げる」を「同項に規定する法人」に改め、「同表の各号の中欄に掲げる」を削り、「勘定項目」を「勘定科目」に改め、同条第五項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は」を「同条第二項に規定する法人は」に改め、同項第二号ロ及びハ中「及び第三十一条」を削り、同項第五号及び同条第六項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同条第二項に規定する法人」に改める。

第二十六条第二項中「第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「第七百四十八条第二項に規定する法人」に改め、「同表の各号の中欄に掲げる」を削り、同条第三項第一号中「第七百五十条第三項」を「第七百四十九条第三項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同条第二項に規定する法人」に改める。

第二十七条第三項中「地方団体の長」を「道府県知事」に改める。

第二十八条中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第二十九条の見出し中「住所又は主たる事務所若しくは」を「主たる事務所又は」に改め、同条第一項中「住所等」及び「住所又は主たる事務所若しくは事業所」を「事務所等」に、「本条」を「この条」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第二項第二号中「住所等」、「住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所」及び「主たる事務所又は事業所」を「事務所等」に改め、同項第三号中「住所等」を「事務所等」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同項第四号及び第五号中「住所等」を「事務所等」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

附則第二条の三から第二条の五までを削り、附則第二条の六を附則第二条の三とし、附則第三条を削り、附則第二条の七を附則第三条とする。

附則第四条の六第七項中「トラック」を「自動車」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

附則第四条の六第十一項中「同項第三号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項第三号中「事項」の下に「（同項第二号及び第三号に掲げる自動車にあつては、ニに掲げる事項を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ニ　乗車定員

附則第四条の六第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号」を「法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるもの並びに同項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

附則第四条の六第八項の次に次の一項を加える。

9　法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

附則第五条の三（見出しを含む。）中「附則第十条の三第三項」を「附則第十条の三第二項」に改める。

附則第六条第八項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の表に次の一号を加える。

六　搬出貨物表示装置	搬出すべき貨物の保管場所及び数量に関する情報を表示する表示器の設置数が三十以上のものであること。

附則第六条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に、「第二十四項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項第一号中「天然ガス充てん設備」を「天然ガス充**塡**設備」に改め、同項第二号中「水素充てん設備」を「水素充**塡**設備」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。